

令和 3 年 5 月 31 日

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

### 宮城県・仙台市緊急事態宣言延長に伴う児童クラブの利用について

本市の児童館につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることを受けまして、令和 3 年 3 月 26 日以降、宮城県・仙台市緊急事態宣言発出期間中における市民利用施設の休館または利用自粛の呼びかけに伴い、令和 3 年 3 月 26 日（金）から 5 月 11 日（火）までの期間、乳幼児親子や小中高生の自由来館など児童クラブ以外の児童館事業を休止してまいりました。

その後、新型コロナウイルス等特別措置法に基づき宮城県に適用されていたまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い、事業の一部を再開しておりましたが、この度宮城県・仙台市緊急事態宣言が 6 月 13 日（日）まで延長されるとなりましたことから、これまでの対応を延長することとなりましたので、お知らせいたします。

児童クラブにつきましては、これまで、手洗いやマスク着用、施設消毒やこまめな換気などの基本的な感染予防を徹底してきており、**引き続き、感染拡大防止に最大限配慮しながら受け入れを継続いたします**が、児童の安全確保のためには、児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、可能な限り利用の見合わせ等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課  
電話：022-214-8176